

○ 指定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）

改正後

改正前

別表第三（第十条関係）		指定の区分	検定設備	検定を実施する者
電気式アネロイド型血圧計（検出部が電気式のものを用いる。）	「略」	「略」	「略」	「略」
基準液柱型圧力計、基準重錘型圧力計又は血圧計用基準圧力計	「略」	「削る」	「略」	「略」

別表第三（第十条関係）		指定の区分	検定設備	検定を実施する者
アネロイド型血圧計	「略」	「略」	「略」	「略」
基準液柱型圧力計	「略」	「略」	「略」	「略」
耐電圧試験装置	「略」	「略」	「略」	「略」
電圧調整器	「略」	「略」	「略」	「略」
計ることができ 最大の圧力が三百 水銀柱ミリメー ル以上のものであ つて、精度が四百 分の一以上の水銀 式のもの 出力インピーダン ス五十オームのパ ルスが発生できる もの 定格電圧の正負十 パーセントの範囲 で電圧を連続的に 調整できるもの	「略」	「略」	「略」	「略」

電気式アネ ロイド型血 圧計以外の アネロイド 型血圧計	
標準液柱型 圧力計、基 準重錘型圧 力計又は血 圧計用基準 圧力計	剛性容器 圧力発生装 置 T字継手及 びホース 恒温恒湿槽 直流電源 交流電源 精度が読み 値の〇・五 %未満の電 圧計 陽陰圧発生 装置 耐久性試験 装置
日本工業規格T四 二〇三に規定する 繰返し加圧 試験ができるもの	日本工業規格T一 一一五に規定する 試験ができるもの

二名	
----	--

[新設]	
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]

[新設]	
------	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

[略]	
[略]	恒温恒湿槽装置
[略]	
[略]	
[略]	

[略]	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	